

町税の納め忘れはありませんか？

# 12月は町税滞納整理強化月間です！

12月は滞納整理強化月間です。うっかりしてまだ税金を納めていない方は、早めの納付をお願いします。滞納整理強化月間中は、電話催告や自宅を訪問する場合があります。

滞納を放置すると、税法の規定で滞納処分(財産の差し押さえ)を受けることがあります。

納税相談を随時行っていますので、納税でお困りの方は、ぜひご相談ください。

## 公売の話

税金を滞納すると、滞納者が所有する財産(動産・不動産など)全てが差し押さえの対象となります。動産や不動産を差し押さえて売却し、代金を滞納している税金に充当することを公売といっています。

悪質な滞納者等は長野県地方税滞納整理機構へ移管します。

県内全ての市町村と県で構成する、地方税の滞納整理専門組織「長野県地方税滞納整理機構」が平成23年4月より業務が開始されています。

機構では、市町村や県から大口・徴収が困難な滞納事案を引き

受け、滞納者が所有する財産を徹底して調査し、差し押さえや公売等の厳格な滞納処分を中心とした滞納整理を行います。町もこの機構に参加しています。機構への移管にあたり、該当者には事前に「移管予告通知書」を発送してお知らせします。



滞納整理機構は、滞納事案を引き受け1年間で滞納処分します。

納税は便利な口座振替をお勧めします。

問い合わせ先

税務課収税係(内線41・73)

# 軽自動車税の税率が変更になります

平成26年度の税率改正により、平成27年度より軽自動車税の税率が次のとおり改正されます。

## 原動機付自転車などについて

表1の改正後の税率が平成27年度から適用されます。

表1 原動機付自転車など

車種区分		現行	改正後 (平成27年度から)
原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪車	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
小型二輪	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊 自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

## 軽自動車について

○平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両は、税額が変わりません。

○平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両を取得した場合は、表

2の①の税率が平成27年度から適用されます。

○平成28年度から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等には、標準税率からおおむね20%の重課税が表2の②のとおり適用されます。

表2 軽自動車

車種区分	標準税率		②重課税率 (登録後13年超)		
	平成27年3月31日 までの登録車	①平成27年4月1日 以降の登録車			
三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

問い合わせ先

税務課住民税係(内線43)

提出期限は1月31日です

# 平成27年度 償却資産(固定資産税)申告のお願い

問い合わせ先

税務課資産税係  
(内線42・43)

工場・商店・農業などを経営している、アパートを貸している、太陽光発電施設(家庭用を除く)を設置したなど、事業を行っている方で、償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在に所有している償却資産について、その所在地の市町村に申告する必要があります。

## 申告の対象となる償却資産

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等といい、次の6種類の事業用資産です。

- ① 構築物(駐車場・鉄塔など)
- ② 機械および装置  
(旋盤・動力配線設備など)
- ③ 船舶
- ④ 航空機
- ⑤ 車両および運搬具  
(大型特殊自動車など)
- ⑥ 工具・器具・備品  
(測定工具・机・椅子など)

## 原則として申告の対象にならないもの

○土地・建物

○使用可能期間が1年未満の資産

○取得価額が10万円未満で、法人税・所得税の申告上、一時損金または必要経費に算入される資産

○取得金額が20万円未満で、法人税・所得税の申告上、一括し3年間で均等償却される資産

○自動車税や軽自動車税の課税対象となる自動車・軽自動車・ナンバーのあるトラクターなど

## 申告の方法

○前年度申告をされた方

町から12月中旬頃に申告書を送付します。平成26年1月1日から同年12月末日までに増加・減少した資産、または修正を必要とする資産の申告書を出してください。

○今年度新規に申告される方

申告書が税務課資産税係にありま

すので、ご来庁ください。また、ご連絡いただければ送付します。

全資産を種類別明細書に記入して申告してください。

なお、事業を行っていないも、申告する資産がない場合には、申告書の備考欄に「該当資産なし」と、明記して申告してください。

○電算処理で申告される方

事業所独自に申告書を作成される場合は、平成27年1月1日現在の全資産を申告してください。

## 提出期限

申告書の提出期限は、地方税法第383条で1月31日と定められています。申告書がお手元に届きましたら、必要事項を記入の上、お早めに税務課へ提出してください。

平成26年中に家屋を取り壊した皆さんは届出を

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として、その所有者に課税されます。

家屋の新築等に伴い、平成26年中に家屋を取り壊し(一部取り壊しも含む)、家屋滅失登記をしていない方で、『家屋取壊届出書』をまだ提出されていない場合は、至急税務課資産税係まで提出してください。

『家屋取壊届出書』を提出していたにもかかわらず、取り壊した家屋が台帳に登録されたままとなり、引き続き固定資産税が課税されますので、必ず届出をしてください。

なお、課税対象となっている家屋は、4月に納税通知書と一緒に送付してあります。課税明細書により確認ができます。

## 所有者が亡くなられたときは

所有者が亡くなられた場合は、相続登記を完了されるまでの間、固定資産税等の賦課徴収および還付に関する書類を受領する相続人の代表者を選び『相続人代表者指定届出書』により町へお知らせください。